

# 大津市環境基本計画（第3次）中間見直し支援業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は、「大津市環境基本計画（第3次）中間見直し支援業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

大津市環境基本計画（第3次）中間見直し支援業務

### (2) 業務内容

令和4年（2022年）度から令和12年（2030年）度までを計画期間とする「大津市環境基本計画（第3次）」（以下「環境基本計画」という。）の中間見直しに係る作業全般の支援、環境基本計画の見直し（案）の作成、関連諸調査及び資料の作成等を行うもの

### (3) 業務期間

契約締結日の翌開庁日から令和9年3月31日まで

## 3 予算

委託料の上限は5,900,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

## 4 実施形式

公募型

## 5 スケジュール

令和8年2月18日（水）	公告
令和8年2月26日（木）	質疑受付締切
令和8年3月 2日（月）	質疑に対する回答（ホームページ）
令和8年3月 6日（金）	参加申込に係る書類の提出締切
令和8年3月16日（月）	企画提案に係る書類の提出締切
令和8年3月23日（月）	プレゼンテーション審査

## 6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日（以下「公告日」という。）からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、

消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

#### ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

#### イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- d 組合の理事

- e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずるもの

- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(イ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 過去5年（令和3年度から令和7年度まで）以内に、国又は地方公共団体との間で、環境基本計画や環境分野の個別計画の策定又は改定に係る支援業務に関する契約を締結し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。

(9) 次のア及びイのいずれにも該当する者を1人以上配置すること。

ア 次のいずれかに該当する者であること。

(イ) 技術士（総合技術監理部門（建設、衛生工学又は環境に限る。）、建設部門、衛生工学部門又は環境部門）の資格を有する者

(ロ) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定による「都市計画及び地方計画部門」又は「建設環境部門」の登録を受けている者

イ 直接的かつ恒常的な雇用関係（公告日現在において3か月以上）にある者であること。

## 7 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式1）により電子メールで提出すること。

※1 必ず電話で送信した旨伝え、担当課で受信したことを確認すること。

※2 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和8年2月26日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出先（担当課）

大津市環境部環境政策課

電話 077-528-2760

電子メールアドレス otsu1121@city.otsu.lg.jp

(4) 回答予定日

令和8年3月2日（月）

(5) 回答方法

本市ホームページに掲載して回答する。

## 8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、別紙仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、イ(ア)に掲げる書類は、原本1部及び副本8部を提出すること。提出がない場合、プロポーザルへの参加は認められない。

ア 参加申込に係る提出書類

(イ) 参加申込書（様式2）

(ロ) 誓約書（様式3）

(ハ) 法人等の概要（様式4）

(リ) 業務受託実績一覧表（様式5）

(タ) 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類

a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

b 法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿（様式6）、個人にあっては、身分証明書の写し

イ 企画提案に係る提出書類

(イ) 企画提案書（正本1部、副本8部）

※企画提案書は、別紙仕様書及び企画提案書作成要領を十分理解した上で作成すること。

※副本6部については、会社名等企画提案者を特定することができる内容を記入しないこと。

(ロ) 價格見積書（内訳を添付すること）

(2) 提出期限

ア 参加申込に係る提出書類 令和8年3月6日（金）まで

イ 企画提案に係る提出書類 令和8年3月16日（月）まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先（担当課）

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号（大津市役所別館1階）  
大津市環境部環境政策課（担当：上原、小野）

9 企画提案書作成方法

様式は問わないが、別紙企画提案書作成要領を参考し作成すること。

10 公募型プロポーザル参加資格の審査及び通知

- (1) 公募型プロポーザル参加資格は、提出された書類を審査の上、その結果を令和8年3月10日（火）以降、公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書により電子メールにて通知する。
- (2) 審査結果にて公募型プロポーザル参加資格を有することを認めた場合でも、プロポーザル審査日までに第6項各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）の資格を失うものとする。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格がないものと通知された者には、第1号の通知書にその理由を付す。なお、公募型プロポーザル参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この説明を求める場合は、令和8年3月12日（木）までに環境政策課へその旨を記載した書面を提出すること。

11 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市環境基本計画（第3次）中間見直し支援業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日（予定）

令和8年3月23日（月）

イ 実施会場等

詳細な日時・会場等は、企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

ウ 提案時間

20分以内

エ 質疑応答

10分程度

オ 参加人数

3人以内（プレゼンテーションの説明者に、本業務従事予定の担当者を含むこと。）

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ本市が準備したプロジェクトを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

キ 応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

(2) 審査基準

審査項目、配点については以下のとおりとする。下記の項目ごとに審査員が採点する。順位の決定については、総合計点が最高点の提案を最優秀提案、順位を付してその他を優秀提案とし、最優秀提案に選ばれた提案者を受託候補者とする。総合計点が同点の場合は、「業務実績」及び「価格」を除いた点数が高い者を上位とし、「業務実績」及び「価格」を除いた点数が同点の場合は、「提案内容」及び「業務遂行能力」の合計の点数が高い者を上位とする。

なお、最低基準として、「提案内容」、「業務遂行能力」及び「表現力」の項目の合計の点数について、6割未満の場合は失格とする。また、総合計点が最高点であっても、審査項目のうちいずれかの項目の点数が著しく低いときは最優秀提案に選定しない場合がある。

審査項目		配点
提案内容	業務の理解度	10
	現況・課題への理解度	10
	独創性・実現性	20
	業務手法の妥当性	10
業務遂行能力	推進体制	5
	実施体制	10
	工程計画	5
表現力	企画提案書の表現と構成	5
	プレゼンテーション能力	5
業務実績		10
価格		10
合計		100

## 12 審査結果

### (1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて通知する。

※別途大津市ホームページにて掲載予定。

### (2) 通知予定日

令和8年3月26日（木）発送

## 13 契約の締結

受託候補者に選ばれた者は、担当課との協議を行うものとし、協議が調った場合には、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出することとする。協議が調わない場合には、本市は、優秀提案をした者のうち上位の者から順次、協議を行うものとする。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなつた場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

#### 14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

#### 15 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響を及ぼすおそれがある情報については決定後の開示とする。

#### 16 その他

##### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

##### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

##### (3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式7）により、担当課宛てに提出すること。

##### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

##### (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償

で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 提案者は、本公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 本件に係る契約は、令和8年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

17 問合せ先（担当課）

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市環境部環境政策課（担当：上原、小野）

電話 077-528-2760

電子メールアドレス otsu1121@city.otsu.lg.jp